

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年3月22日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 堀江則之
 同 小島健一

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年5月20日（神奈川県公報号外第28号）神奈川県監査委員公表第16号で公表した要改善事項1団体に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

国際文化観光局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川文学振興会	令和3年11月19日及び令和4年3月7日（令和3年9月22日職員調査）	（要改善事項） 公益財団法人神奈川文学振興会における電力需給契約について、電力の小売自由化により他の小売電気事業者（電気の小売を行う事業者として政府が登録した事業者をいう。）からも電気の供給を受けることができる状況となっているにもかかわらず、従前に引き続き、東京電力エナジーパートナー株式会社と一者随意契約を締結していた。 （以下令和4年5月20日（神奈川県公報号外第28号）神奈川県監査委員公表第16号中、第8監査の結果1(1)エのとおり）	要改善事項については、指定管理施設である神奈川県立神奈川近代文学館の設置目的である文学資料の保存・管理を実施するために必要な電力供給が可能な事業者名簿を作成し、公益財団法人神奈川文学振興会経理規程に基づき、令和5年度中に指名競争入札を実施し、事業者を選定することとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。